

■入居申込資格

市営住宅に応募される方は、以下の1～7の条件を満たしている必要があります。

1. 市内に居住しているか又は勤務場所を有すること。

2. 収入基準に合うこと。

同居しようとする家族(婚約者も含む)の収入を含め、諸控除後の月収が次の金額であることが必要です。1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。

一般世帯	諸控除後の月収額 158,000円以下	…原則階層世帯
高齢者・障害者世帯等	諸控除後の月収額 214,000円以下	…裁量階層世帯

【裁量階層世帯とは】

ア 60歳以上の方。

同居親族がある場合は、60歳以上の方及び満18歳未満の方である方。

イ 身体障害者(身体障害者手帳1～4級)の方のいる世帯

ウ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1、2級程度)の方のいる世帯

エ 知的障害者(療育手帳重度又は中度程度(療育手帳B2またはBの軽度は除く))の方のいる世帯

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表の特別項症～第6項症又は第1款症)のいる世帯

カ 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣から認定された方のいる世帯

キ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯

ク ハンセン病療養所入所者等

ケ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方(中学生以下の子ども)がいる世帯

3. 入居名義人は、成年者(18才未満の既婚者を含む)であり、同居しようとする親族(婚約者を含むが入居時までに婚姻することが必要)があること。

夫婦の別居や父母の別居等不自然に世帯を分離した申込み、又は他に扶養すべき人のいる親族との同居など特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

○離婚予定者は、入居手続時までに離婚を証明する戸籍謄本又は離婚届受理証明書の提出がなければ失格。

○申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格(ただし、出生・死亡等を除く)。

【単身での申し込みが可能な方】

※単身入居対象住宅… [長松]2DK、2LDK [井上第1] 2DK

[井上第2] 1DK、2DK [井上第2車いす住宅] 1LDK、2LDK

※自活状況申立書の提出が必要です。身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難と認められる方は申し込みできません。

(1)60歳以上の方

(2)障害者基本法第2条に規定する障害者

①身体上の障害の程度が1級から4級の方

②精神障害の程度が1級から3級の方

③知的障害の程度がA1からA3、B1、B2の方

(3)戦傷病者特別援護法第2条第1項の規定する方

(4)原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方

(5)生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(6)海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

(7)ハンセン病療養所入所者等

(8)配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者(DV被害者)

①法第3条第3項3号及び第5条の保護が終了した日から5年を経過していない者

②法10条第1項の規定により裁判所が命令の申立てを行った者で5年を経過していない者

4. 現在住宅に困っていること。

原則として持家(入居しようとする者の中に家屋の所有者がいること)の方及び公営住宅(県営・市営・町営・村営)の居住者は、申し込みできません。

5. 過去に市営住宅に入居していた方は、不正な使用(無断退去、家賃滞納、迷惑行為など)をしたことがないこと。

6. 共同生活を円満に営むことができること。

犬、猫等のペットの飼育は厳禁です。守れない方は退去して頂く場合もあります。

7. 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

入居資格について、福岡県警察本部に照会させていただきます。

◎緊急時に入居者に代わって対応できる方の連署(緊急連絡先)が入居時に必要となります。

緊急連絡先は、原則として申込者、同居者以外の方をお願いします。

■車いす住宅への入居申込資格

車いす住宅に応募される方は、入居申込資格1～7に加え、以下の条件を満たしている必要があります。

車いすを常時使用している者がいる世帯、または歩行が困難で以下の身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯

※ただし車いすを常時使用している者がいる世帯を優先

視覚障害	4級以上
聴覚障害	3級以上
平衡機能障害	5級以上
上肢機能障害	2級以上
下肢・移動機能障害	6級以上
体幹機能障害	5級以上
内部の機能障害	4級以上

※対象者がいなくなれた場合は、退去をお願いします。

車いす住宅に応募される方は、車いすを常時使用していることが分かる医師の証明書または身体障害者手帳(写し)が提出できること。